

同窓会

会則

学校同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は明治東洋医学院専門学校同窓会（以下「学校同窓会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は「大阪府吹田市西御旅町7番53号 明治東洋医学院専門学校内」に置く。

(組 織)

第3条 本会は明友会、明柔会および明理会をもって組織する。

(会員の資格)

第4条 本会の会員は、下記の資格を有する者とする。

(1)正会員は、明友会、明柔会および明理会の会員とする。

(2)準会員は、明治東洋医学院専門学校鍼灸学科および柔整学科の在校生とする。

(目 的)

第5条 本会は故山崎直文校長の遺志を継承し、明治東洋医学院専門学校の発展に積極的に寄与することを目的とする。

(事 業)

第6条 本会は目的達成のために諸種の事業を企画実施するほか、次の各号の事業を行う。

(1)明友会、明柔会および明理会の円満協調のための事業

(2)鍼灸、柔道整復および理療の社会的地位の向上に関する事業

(3)機関誌等の発行

(4)介護員等養成に関する研修事業

(5)その他必要な事業

2 事業についての必要なことは、別に定める。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1)会 長 1名

(2)副会長 5名以内

(3)監 事 2名

(4)会 計 1名

(5)総 務 若干名

(役員を選任)

第8条 本会の役員は、次によって選任する。

(1)本会の会長は、学院理事長または学院理事長から指名を受けた者とする。

(2)監事は、役員会において会員の中から選任する。

(3)副会長およびその他の役員は、会長が指名する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 欠員補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員が辞任または任期満了の際は、後任者が就任するまで前任者がその職を行う。

(役員職務)

第 10 条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1)会長は、本会を代表して会務を総理する。
- (2)副会長は会長を補佐し、明友会、明柔会および明理会等の会務を分掌する。
- (3)会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4)監事は会務および財産の状況を監査し、会議に出席して意見を述べることができる。
- (5)総務は、会務を処理する。

(事務局)

第 11 条 本会に事務局を置くことができる。

2 事務局に職員を置くことができる。

(名誉会長、相談役の委嘱)

第 12 条 本会に名誉会長および相談役を置くことができる。

2 名誉会長および相談役は、役員会の決議により会長がこれを委嘱する。

3 名誉会長および相談役は、本会の会議に出席して自由に意見を述べることができる。

(会 議)

第 13 条 役員会は、役員をもって組織する。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1)会則の改廃に関する事項
- (2)会計に関する事項
- (3)事業に関する事項
- (4)その他会務に関する重要な事項

3 役員会に議長を置き、会長をもってあてる。

4 役員会の議事は、出席役員総数の過半数をもって決する。

5 会長は必要と認めたときは、会長が指名した者の出席を求め意見を聴くことができる。

(会員資格の一時停止と除名)

第 14 条 明友会、明柔会および明理会の会員で次の各号の一に該当する行為があり、それぞれの会より除名または会員資格の停止の具申があったときは、役員会の決議により一時的に会員資格を停止し、または除名することができる。

- (1)会の名誉を著しく失墜したとき。
- (2)会の目的に反する行為を行ったとき。
- (3)会員としての義務に違反したとき。

(経費および会費等)

第 15 条 本会の経費は、会費および寄付金その他の収入によってまかなう。

2 会費は、入会金 1 万円および終身会費 5 万円とする。

3 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会費の返却)

第 16 条 準会員がその資格を失ったときは、終身会費の一部を返却する。なお、正会員がその資格を失ったときは、終身会費は返却しない。

(雑 則)

第 17 条 本会の運営につき必要な事項は、役員会において別にこれを定める。

付 則

この会則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する

明友会会則

(名 称)

第1条 本会は明治東洋医学院専門学校同窓会「明友会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は「大阪府吹田市西御旅町7番53号、明治東洋医学院専門学校内」に置く。

(会員の資格)

第3条 本会の正会員は、次の資格を有する者とする。

- (1) 明治鍼灸学院、明治鍼灸学校、明治鍼灸専門学校、明治鍼灸柔道整復専門学校および明治東洋医学院専門学校の鍼灸学科卒業生
- (2) 前号に掲げる学校の教職員
- (3) 学校法人明治東洋医学院（以下「学院」という。）の役員
- (4) その他学院関係者で本会の目的に賛同し、理事会の承認を得た者

2 本会の準会員は、明治東洋医学院専門学校鍼灸学科の在校生とする。

(目 的)

第4条 本会は、会員相互の親睦ならびに会員の資質の向上をはかると共に、母校の教育方針に積極的に参画し、鍼灸の発展向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦および福利厚生
- (2) 会員の資質向上に関する研究会および講演会等の開催
- (3) 鍼灸の普及
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理 事 10名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第7条 本会の役員は会員の中から、次によって選任する。

- (1) 会長は、学校同窓会会長をもってあてる。
- (2) 監事は、理事会において選任する。
- (3) 副会長および理事は、会長が指名する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 欠員補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員が辞任または任期満了の際は、後任者が就任するまで、前任者がその職を行う。

(名誉会長、相談役の委嘱)

第9条 本会に名誉会長および相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長および相談役は、理事会の決議により会長がこれを委嘱する。
- 3 名誉会長および相談役は、本会の会議に出席して自由に意見を述べることができる。

(役員職務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1)会長は、本会を代表して会務を総理する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会務を司る。
- (3)理事は、分担の会務を分掌する。
- (4)監事は会務および財産の状況を監査し、会議に出席して意見を述べるができる。

(役員職務分担)

第11条 本会に次の各部を置き、理事が各部の職務を分担する。

- (1)庶務
- (2)会計
- (3)事業

(理事会)

第12条 理事会は会長、副会長および理事で組織し、会務を執行する。

- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 理事会に議長を置き、会長または会長の指名した者をもってあてる。

(評議員の選任等)

第13条 評議員は会員の中から、会長が指名する。

- 2 評議員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 3 欠員補充による評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員会)

第14条 本会に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、50名以内の評議員をもって組織する。
- 3 定時評議員会は毎年1回開催し、臨時評議員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 評議員会に議長を置き、会長または会長の指名した者をもってあてる。
- 5 評議員会は、次の事項を審議する。

- (1)会則の改廃に関する事項
- (2)会計に関する事項
- (3)事業に関する事項
- (4)その他会務に関する重要な事項

- 6 評議員会の議事は、出席評議員総数の過半数をもって決する。

(その他の会議)

第15条 総会は、毎年1回以上開催し、会務および会計等を報告するものとする。

- 2 総会は、正会員をもって組織する。
- 3 支部長会は支部長をもって組織し、本会の諮問機関として必要に応じて会長が招集する。
- 4 総会および支部長会に議長を置き、会長または会長の指名した者をもってあてる。

(経費および会費等)

第16条 本会の経費は、会費および寄付金その他の収入によって運営する。

2 会費は、入会金および終身会費とし、準会員の資格を得たときに徴収する。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会費の返却)

第17条 準会員がその資格を失ったときは、終身会費の一部を返却する。なお、正会員がその資格を失ったときは、終身会費は返却しない。

(支部)

第18条 本会に支部を置く。

2 支部に関する細則は、理事会の決議により別に定める。

(雑則)

第19条 本会会則の施行につき、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付 則

この会則は、平成15年5月21日から施行する

明柔会会則

(名 称)

第1条 本会は明治東洋医学院専門学校同窓会「明柔会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は「大阪府吹田市西御旅町7番53号、明治東洋医学院専門学校内」に置く。

(会員の資格)

第3条 本会の正会員は、次の資格を有する者とする。

- (1) 明治鍼灸柔道整復専門学校、明治柔道整復専門学校および明治東洋医学院専門学校の柔整学科卒業生
- (2) 前号に掲げる学校の教職員
- (3) 学校法人明治東洋医学院（以下「学院」という。）の役員
- (4) その他学院関係者で本会の目的に賛同し、理事会の承認を得た者

2 本会の準会員は、明治東洋医学院専門学校柔整学科の在校生とする。

(目 的)

第4条 本会は、会員相互の親睦ならびに会員の資質の向上をはかると共に、母校の教育方針に積極的に参画し、柔道整復の発展向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦および福利厚生
- (2) 会員の資質向上に関する研究会および講演会等の開催
- (3) 柔道整復の普及
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理 事 10名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第7条 本会の役員は会員の中から、次によって選任する。

- (1) 会長は、学校同窓会会長をもってあてる。
- (2) 監事は、理事会において選任する。
- (3) 副会長および理事は、会長が指名する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 欠員補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員が辞任または任期満了の際は、後任者が就任するまで、前任者がその職を行う。

(名誉会長、相談役の委嘱)

第9条 本会に名誉会長および相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長および相談役は、理事会の決議により会長がこれを委嘱する。
- 3 名誉会長および相談役は、本会の会議に出席して自由に意見を述べることができる。

(役員職務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1)会長は、本会を代表して会務を総理する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会務を司る。
- (3)理事は、分担の会務を分掌する。
- (4)監事は会務および財産の状況を監査し、会議に出席して意見を述べるができる。

(役員職務分担)

第11条 本会に次の各部を置き、理事が各部の職務を分担する。

- (1)庶務
- (2)会計
- (3)事業

(理事会)

第12条 理事会は会長、副会長および理事で組織し、会務を執行する。

- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 理事会に議長を置き、会長または会長の指名した者をもってあてる。

(評議員の選任等)

第13条 評議員は会員の中から、会長が指名する。

- 2 評議員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 3 欠員補充による評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員会)

第14条 本会に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、50名以内の評議員をもって組織する。
- 3 定時評議員会は毎年1回開催し、臨時評議員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 評議員会に議長を置き、会長または会長の指名した者をもってあてる。
- 5 評議員会は、次の事項を審議する。

- (1)会則の改廃に関する事項
- (2)会計に関する事項
- (3)事業に関する事項
- (4)その他会務に関する重要な事項

- 6 評議員会の議事は、出席評議員総数の過半数をもって決する。

(その他の会議)

第15条 総会は毎年1回以上開催し、会務および会計等を報告するものとする。

- 2 総会は、正会員をもって組織する。
- 3 支部長会は支部長をもって組織し、本会の諮問機関として必要に応じて会長が招集する。
- 4 総会および支部長会に議長を置き、会長または会長の指名した者をもってあてる。

(経費および会費等)

第16条 本会の経費は、会費および寄付金その他の収入によって運営する。

2 会費は、入会金および終身会費とし、準会員の資格を得たときに徴収する。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会費の返却)

第17条 準会員がその資格を失ったときは、終身会費の一部を返却する。なお、正会員がその資格を失ったときは、終身会費は返却しない。

(支部)

第18条 本会に支部を置く。

2 支部に関する細則は、理事会の決議により別に定める。

(雑則)

第19条 本会会則の施行につき、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

付 則

この会則は、平成15年5月21日から施行する